

はじめに



上杉 孝實
(大阪府人権相談・
 救済システム専門家会議 座長)

「近年、子育てに不安を訴える保護者が増加し、子どもの虐待、いじめ等の問題が深刻化している。」これはこの報告書の書き出しである。報告書の末尾に掲載されている『最近報道された人権侵害事象の例』にもみられるように、人権侵害に関する事件が毎日のように報道されている。

人権救済制度の充実には、国の法整備が何にもまして重要だが、人権相談体制を強化し、その機能が十分に発揮されるようにすることは、自治体にとっても喫緊の課題である。

大阪府では、2006（H18）年6月に、人権相談を一層充実させることにより、身近なところで府民の人権を擁護する新たな仕組みを検討するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議を設置した。

専門家会議における議論

専門家会議では、国、府、市町村、民間等における人権擁護の取組みの現状を確認した上で、市町村における人権の総合相談窓口の充実、人権相談機関ネットワーク加盟285機関との連携強化等をめざし、人権に関わる事象を早い段階で把握し、関係機関との連携・協力のもとに解決を図る新たな人材を養成する（仮称）人権ケースワーカー制度の構築について検討し、2006（H18）年11月に報告書をまとめた。主な論点は次のとおりであった。

【役割や機能】

千葉県において障害者差別を禁止する条例が制定されたことから、法的な裏付けの必要性についても検討した。専門家会議においては、「鳥取県や千葉県の条例では、対象とする人権侵害の定義が問題となった。大阪府では人権相談から出発し、幅広く相談を受け、その中から課題を発見・整理して、関係者相互の理解と協力のもとに解決していこうという『大阪らしい』手法である。」という意見であった。

【カウンセリング機能のあり方】

「人権相談窓口では、精神的なストレスから課題を抱えて相談に来る事案が急増している。」という訴えへの対応について検討した。「相談者から十分に話を聞き取り、人権相談の中に潜む相談者の悩みや生活上の課題に気づき、分析することで深刻な人権侵害の防止に努めることが重要であり、治療的な関わりが必要な場合は、専門性をもった職種の協力を求めることが原則である。」という意見を踏まえて、『カウンセリングマインドを養う』ことを養成講座の一つの柱とした。

【制度の普及・定着について】

制度の普及・定着のための方向が提案できないかという検討もした。結論としては、報告書にあるように「人権相談員や（仮称）人権ケースワーカーの活動が評価され、人権相談・救済システムに対する信用・信頼が社会的に認知されることが必要である。」ということで、

知事の認定により登録する制度としてまとめた。

制度の普及・定着のためには『名称』も重要なので、簡潔、明瞭、覚えやすさ、役割がよく表現されていること、という判断基準の下に「人権擁護士」など三つの名称を併記した。2006（H18）年12月に開催された大阪府人権施策推進審議会でも議論され「人権擁護士」を押す声が強かったと聞いている。

（仮称）人権ケースワーカーへの期待

（仮称）人権ケースワーカー制度は、相談者をはじめとする関係者が相互の理解を深め、納得の上で問題を解決するものであり、府民の理解と協力が欠かせないものである。今後の方向について、現在、大阪府において検討されているが、専門家会議に参加してきた立場からは一日も早く具体化され、全国に先駆けた画期的な制度として実を結ぶことができるよう期待している。

大阪府人権相談・ 救済システム専門家会議設置要綱

目的

近年、子育てに不安を訴える保護者が増加し、子どもの虐待、いじめ等の人権問題が深刻化する一方、子ども自身が犯罪を犯す事象も生じている。また、高齢者については虐待や金銭の搾取などの問題が生じており、女性についても、夫・恋人などからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなども多発している。

このような人権に関する相談は、各相談機関において行われているところであるが、生活、就労、福祉、教育等の課題が絡み合っており、複雑・多様化しており、相談者が望む解決を単一の相談機関で図ることは困難となりつつあることから、より適切に対応していくことが求められている。

このため、行政機関や各種の専門相談機関の間を調整し、適切にコーディネートするとともに相談員の支援や指導的な役割を果たす、新たな人材のあり方等の検討を行うにあたり、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議を設置する。